

人材育成基金運営委員会 審査要領

若桜町人材育成事業補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）第5条の規定に基づき、若桜町人材育成事業補助金の審査に関し必要な事項を次のとおり定める。

1. 審査者

審査は、人材育成基金運営委員会に属する委員により行う。

2. 審査方法

委員会を開催し、各委員の個別評価の最も高い評価点と最も低い評価点を除く委員の評価点を集計した順位を基に、応募事業を順位付けする。

3. 審査基準及び評価点

- (1) 審査基準は別表1のとおりとし、各審査項目に対応する審査の観点に基づき評価する。
- (2) 評価点及び審査の観点は別表1に定めるとおりとし、各補助対象事業別に行う。
- (3) 評価点は、委員会終了時までは修正可能とする。
- (4) ステップアップの定義とは、スタート支援または継続支援補助金を受けた事業で、新たな工夫や取組みにより今後の活動の継続を視野に入れて行う事業とし、委員の判断により選定する。

4. 参考意見

応募事業の評価を行うに当たり、委員は当該応募事業の申請を行った関係職員に対し参考意見を求めることができる。

5. 審査に関する公正の確保等

委員は、個人・団体と直接の利害関係があるときは、委員会において自らその関係について申し出るものとし、当該事業の審査に参加しないこととする。

6. 事業採択

- (1) 本年度予算は3,000,000円とし、予算配分は以下のとおりとする。

補助対象事業	予算配分
人材育成のための研修参加事業	100,000円
人材育成のための研修主催事業	300,000円
グループ活動・村おこし活動支援事業	2,600,000円
計	3,000,000円

- (2) 審査基準による評価点が60%を超える事業を採択とする。
- (3) 予算超過の場合、各事業の評価点に応じて按分し、予算の範囲内に減額する。
- (4) 予算に満たない場合は他の評価点が高い事業に流用する。
- (5) 旅費の算出方法は、町職員の旅費規定に基づくこととする。ただし、日当は、計算から除外するものとする。